

消防用設備等点検報告制度とその取組みについて

消防用設備等・特殊消防用設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に作動するよう、日頃の維持管理が重要です。

このため、消防法では、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・報告ばかりではなく、整備を含め適正な維持管理を防火対象物の関係者に義務づけています。

■ 点検から報告まで（点検・報告制度の概要）関係者のためのチェックポイント

1.点検の内容と期間

消防用設備等の種類に応じて、次のように定められています。

機器点検
6か月に1回



総合点検
1年に1回

2.点検実施者

●防火対象物の用途や規模により、点検実施者が次のように定められています。

◆ 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行わなければならない防火対象物。

- ・延べ面積 1,000m² 以上の特定防火対象物
デパート、ホテル、病院、飲食店、地下街など
- ・延べ面積 1,000m² 以上の非特定防火対象物
工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など
- ・屋内階段(避難経路)が1つの特定防火対象物



◆ 上記以外の防火対象物

防火管理者などの関係者が行うこともできますが、確実な点検を行うために消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることが望まれます。



3.改修・整備

●不良箇所があった場合は、すみやかに改修や整備をしなければなりません(改修や整備は、消防設備士でなければできません)。

4.点検済票(ラベル)の貼付

(都道府県消防設備協会による制度)

- 法令に基づく適正な点検が行われた証として、点検済票(ラベル)が貼付されます。
- 点検済票(ラベル)は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者(表示登録会員)が貼付します。



5.点検票の確認

- 関係者は、点検結果が点検票に正確に記録されているかを確認してください。

6.点検結果の報告

- 関係者は点検結果を、定められた期間ごとに、消防長又は消防署長に報告しなければなりません(消防本部のない場合は市町村長に報告します)。
- 報告期間は、防火対象物の用途などに応じて定められています(点検の期間と報告の期間は異なります)。



特定防火対象物

1年に1回

非特定防火対象物

3年に1回

【粕屋北部消防本部の取組み】

防火対象物使用開始後(消火器のみ設置対象物を除く)、消防用設備等点検結果報告が提出されていない防火対象物に平成22年7月中に電話で提出の催促を行います。

↓ 点検結果報告なし

平成22年9月に消火器のみ設置対象物以外の点検未報告対象物に文書で催促を行います。

↓ 点検結果報告なし

平成22年11月に再度電話で提出の催促を行います。

※ 今回は消火器のみを設置した防火対象物には電話等による催促はしませんが、消防法では点検と報告を義務づけています。

過去には、破裂による死傷事故も発生しています。点検と報告を重ねてお願いします。

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は 30 万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

(消防法第 44 条第 7 号の 3、45 条第 3 号)

■ 点検の手順

事前に

- 点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- 建物内の人々や利用する人たちに点検の実施予定を知らせます。



点検時に

- 点検実施者が点検に必要な器具や資格を所持しているかを確認します。
- 必ず立ち会って定められた点検基準・点検要領に従って、適正な点検が行われているかを確認します。



終了時に

- 消防用設備等・特殊消防用設備等が元の状態に復元されていることを確認します。
- 不良個所があった場合は、すみやかに改修します。
- 点検済票(ラベル)が貼付されていることを確認します。
- 点検票等は、維持台帳に綴じて保存します(※)。



(※) 消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけでよいことになっています。